

## 都市再生整備計画第二期計画等策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、都市再生整備計画第二期計画等策定支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

### 1 業務名

都市再生整備計画第二期計画等策定支援業務委託

### 2 業務の目的

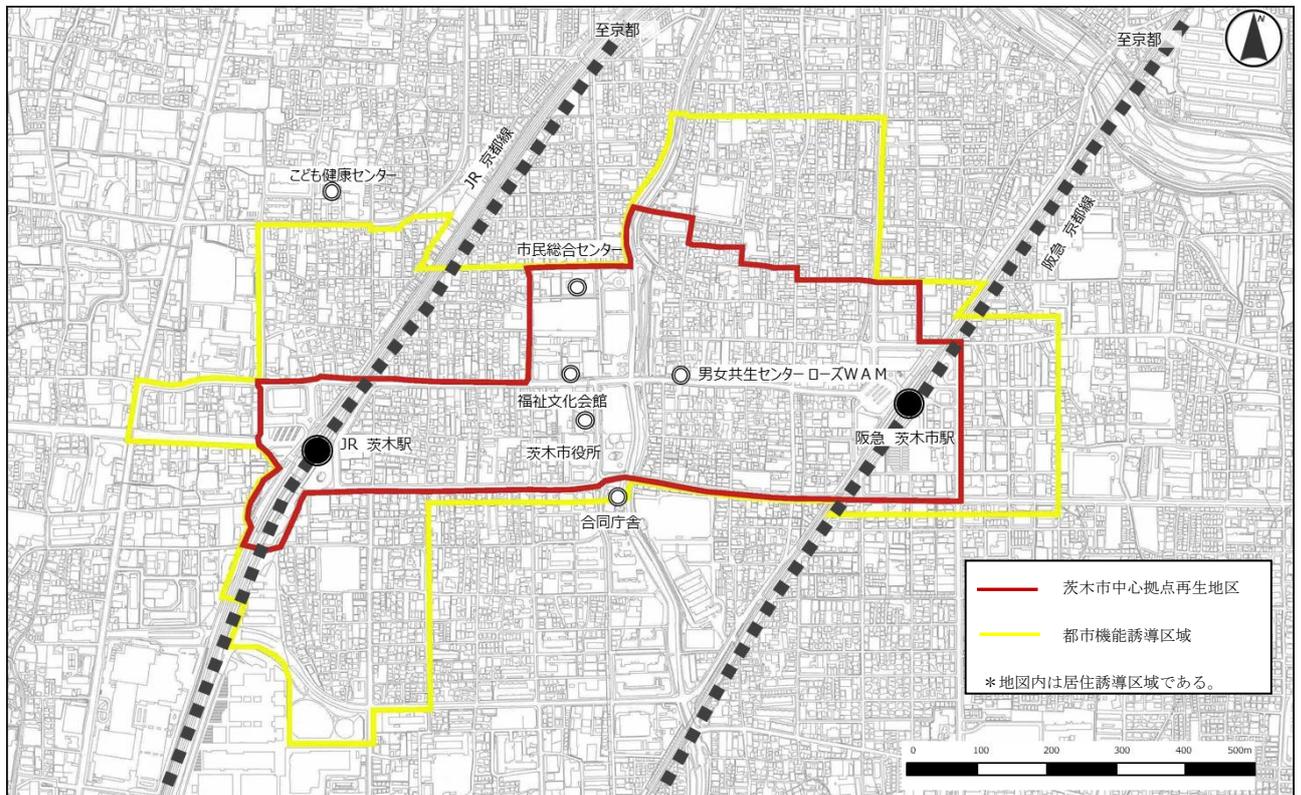
茨木市（以下「本市」という。）は、市民会館跡地エリア整備事業及び病院誘致周辺整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを目指すため、まちづくりの目標を設定するとともに、目標を実現するための事業を記載した都市再生整備計画を作成する。

### 3 対象区域

事後評価の対象区域は、茨木市中心拠点再生地区の区域とする。

都市再生整備計画第二期策定区域は、本事業により新たに設定する。

本事業の内容によっては、居住誘導区域を含む可能性がある。



#### 4 委託する業務の内容

本業務を受託した事業者は、次の業務を行う。

##### (1) 事後評価業務

###### ア 成果の評価

市民会館跡地エリアにおいて交付期間が終了した時点で事業の効果がどの程度表れているのかを把握し、都市再生整備計画に記載したまちづくりの目標の達成状況を検証する。

また、事後評価において、まちづくり目標に対する事業効果を多面的に図るため、専門的見地からの要因分析を基に新たな指標を設定して計測することが可能であることを踏まえ、より効果的なその他指標設定の提案と関係資料の作成等を実施する。

###### イ 実施過程の評価

「モニタリングの実施」、「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」等の状況や結果について検証する。

###### ウ 効果発現要因の整理

成果と実施過程の評価結果について、事業との関連性及び成功要因・失敗要因等を整理する。

###### エ 今後のまちづくり方策の作成

今後必要なまちづくりの方針や想定される施策・事業等について検討及びフォローアップ計画を作成する。

なお、茨木市中心拠点再生地区においては、都市再生整備計画の第二期計画を策定することから、第一期計画の事業内容を踏まえたまちづくりの方策を検討すること。

##### (2) 第二期整備計画の策定

###### ア 「都市再生整備計画」の作成

①まちづくりの目標を設定するとともに、目標実現に向けて実施する事業の効果を数値化するための調査、計測方法について検討を行う。

- ・ 目標設定及び目標設定根拠の整理
- ・ 目標を定量化する指標の設定
- ・ 計画区域の整備方針の策定

②必要に応じて庁内関係部署に対するヒアリング等を行うことにより、

交付対象事業の整理を行う。

- ・ 交付対象事業等に関する事項の整理
- ・ 都市構造再編集中支援事業関連事業に関する事項の整理

③事業効果を数値化するために検討を行った調査、計測方法を実施する。

- ・ 事業効果の算定（アンケート調査を実施する場合は、調査の実施及び結果の集計を含む）

④上記①～③をふまえ、都市再生整備計画の区域及び整備方針概要図を作成する。

- ・ 都市再生整備計画の区域及び整備方針概要図の作成

⑤その他、必要に応じて交付対象事業に係る根拠資料及び添付書類を作成する。

- ・ その他添付書類の作成

イ 国庫補助金等交付申請の支援

① 国庫補助金等の申請時及び申請後に必要となる資料について作成の支援を行う。

- ・ 国庫補助金等の申請時に必要な資料及び追加資料の作成

(3) その他

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・ 協議打合せ（月1回程度を想定）
- ・ 業務報告書作成
- ・ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 事後評価、都市再生整備計画 3部
- (3) (1)、(2) を記録した電子媒体 一式

## 5 契約期間

本業務の契約期間は、令和5年（2023年）2月10日から令和6年（2024年）3月29日までとする。

「都市再生整備計画」については、令和5年7月の国相談会で相談後、令和6年5月に国へ提出を予定している。

## 6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

## 7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。